

八王子市入札監理評議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八王子市入札監理評議会開催要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、八王子市入札監理評議会（以下「監理評議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(監理評議会の開催)

第2条 市長は、要綱第2条第2号、第3号及び第4号に規定する事項に係る監理評議会（以下「定例評議会」という。）を、原則として、6か月に1回開催する。

2 市長は、要綱第2条第1号に規定する事項に係る監理評議会（以下「臨時評議会」という。）を、必要に応じて開催する。

3 市長は、監理評議会を開催する場合、原則として、すべての評議員の参加を求めるものとする。

(工事契約に係る定例評議会の提出資料)

第3条 工事契約に係る定例評議会の資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 発注工事総括表（第1号様式）
- (2) 契約方法別発注工事一覧表（第2号様式）
- (3) 抽出工事一覧表（第3号様式）
- (4) 抽出案件説明書（第4号の1様式、第4号の2様式及び第4号の3様式）
- (5) その他、評議員から意見又は助言を求めるに当たり必要となる資料

2 前項の資料の対象となる工事は、予定価格が200万円を超えるものとする。

(業務委託に係る定例評議会の提出資料)

第3条の2 業務委託に係る定例評議会の提出資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 発注業務委託総括表（第8号様式）
- (2) 契約方法別発注業務委託一覧表（第9号様式）
- (3) 抽出業務委託一覧表（第10号様式）
- (4) 抽出案件説明書（第11号様式）
- (5) その他、評議員から意見又は助言を求めるに当たり必要となる資料

2 前項の資料の対象となる業務委託は、契約資産部契約課で契約した、予定価格が1,000万円以上の総価契約によるものとする。

(案件の抽出)

第4条 要綱第2条第3号に規定する案件の抽出は、契約方法別発注工事一覧表及び契約方法別発注業務委託一覧表の中から、それぞれ契約方法別に、評議員が事前に行い、市長は、抽出された案件について抽出工事一覧表、抽出業務委託一覧表、抽出案件説明書その他の資料を作成する。

2 市長は、要綱第2条第3号の抽出に係る評議員（以下「当番評議員」という。）を次の方法により指定する。

- (1) 評議員の氏名の五十音順で輪番制とし、市長が定例評議会ごとに当番評議員を指定する。
- (2) 評議員の変更等があった場合、市長は、前号の規定にかかわらず当番評議員を指定することができる。

(臨時評議会の提出資料)

第5条 臨時評議会の資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 談合情報報告書（第5号様式）
- (2) 入札等疑義報告書（第6号様式）
- (3) その他、評議員から意見又は助言を求めるに当たり必要となる資料

(監理評議会における説明等)

第6条 市長は、監理評議会において、第3条、第3条の2及び前条の資料に基づき説明し、評議員に意見又は助言を求める。

(議事要旨及び公表)

第7条 監理評議会の議事録は要旨とし、定例評議会にあっては、議事要旨（第7号様式）を作成し、

ホームページで公表するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年（2025年）9月1日から施行する。